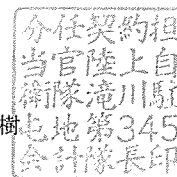


公 告

分任契約担当
陸上自衛隊滝川駐屯地
第345会計隊長 安田 和樹



一般競争契約の執行について下記のとおり公告します。

記

- 競争入札（売払）に付する事項
 - 件名：古紙類ほか6件仕様書のとおり
 - 引渡場所：陸上自衛隊滝川駐屯地
 - 引渡期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中特別の理由がある場合に該当する。
 - 全省庁統一資格を有する者のうち「物品の買受け」の登録格付「C」等級以上の者
 - 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- 契約条項を示す場所
陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊 契約班
- 競争入札執行の場所及び日時
 - 場 所 陸上自衛隊滝川駐屯地 契約班事務室
 - 日 時 令和4年4月1日（金）10時00分～
- 落札決定方法
 - 入札金額は、税抜きの「単価」を記載する。
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された「単価」をもって落札価格とする。
 - 予定価格の範囲内の最高入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 入札の無効
 - 本公告に示した競争に参加するのに必要な資格のない者のした入札
 - 入札に関する条項に違反した者の入札
 - 入札金額が訂正してある入札書、入札金額、入札者及び押印が判明し難いもの。
 - 電報・FAX・電話による入札及び入札開始時刻に遅れた者による入札
 - 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - その他入札に関する条件に違反した入札
- 保証金等
 - 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、（落札単価×予定数量）に当該金額の消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てる）の100分の5以上を違約金として徴収する）
 - 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する）
- 契約書の作成
落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- その他
 - 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処理すること。
 - 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
 - 入札参加者は資格審査結果通知書の写しを提出すること。
 - 代表者以外の方が入札書を提出する場合は「入札事項に関する委任状」を提出すること。
 - 入札に参加する者は次の文面を宣誓し、入札書に記載するものとする。「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、開札における入札者の立会傍聴は認めない。そのため、入札書は郵便等により提出するものとし、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「古紙類ほか6件 入札書在中」と記載した封筒に入れ、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて4月1日（金）9時までに滝川駐屯地会計隊に必着させること。この際、下記担当者に電話にて到達の確認を行うこと。郵便入札を含む初度の入札において、再度入札を行う場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
- (7) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (8) 契約業者は輸送時及び保管等に際し、紛失防止に万全を期すこと。
- (9) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒073-8510
滝川市泉町236 陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊 契約班（担当：松島）
TEL0125-22-2141（内線343） FAX0125-22-2141

10 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：札幌駐屯地北部方面会計隊本部、滝川駐屯地第345会計隊、美唄駐屯地第345会計隊美唄派遣隊
岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊、旭川駐屯地第343会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間：令和4年3月22日 ～ 令和4年4月1日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を実質上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書	件 名	不 用 物 品 売 払
	仕様書番号	第 5 号
	所 属	滝川駐屯地業務隊管理科
	作 成 者	防衛技官 久野 昌也
	作成年月日	令和4年3月22日

本仕様書は、陸上自衛隊滝川駐屯地 不用物品売払について適用する。

1 場 所

陸上自衛隊滝川駐屯地

2 期 間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 一般事項

- (1) 不用物品の引渡しは、滝川市近郊の買受者が指定する場所とし、官側の車両により搬入する。
- (2) 売払量は買受者が計量法に基づく検定済の計量器により計量する。また、品目別に計量を実施し、その月の量を集計した総量を書面で官側に提出する。
- (3) 引き取った不用品は適正にリサイクルし、それ以外の用に供してはならない。

4 引渡し予定数量

付紙「内訳書」のとおり

内 訳 書

売払月	単位	予定数量							備考
		古紙類			缶類		その他		
		新聞	雑誌	ダンボール	アルミ	スチール	シュレッダーくず	ペットボトル	
4年4月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年5月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年6月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年7月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年8月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年9月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年10月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年11月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
4年12月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
5年1月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
5年2月	kg	100	333	833	167	125	667	292	
5年3月	kg	100	337	837	163	125	663	288	
合計	kg	1,200	4,000	10,000	2,000	1,500	8,000	3,500	